

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県災害対策本部条例		
条 例 番 号	昭和 37 年神奈川県条例第 41 号	法 規 集	第 5 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	安全防災局災害消防課		
条 例 の 概 要	災害対策基本法第 23 条第 7 項の規定に基づき、神奈川県災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	災害対策基本法第 23 条第 1 項により都道府県に設置することとされている神奈川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）について、同条第 7 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	災害対策本部は、災害応急対策上、重要な指示又は総合調整を行う指令統制機関であり、国、市町村及び防災関係機関と相互協力して災害応急対策を実施するものであり、防災行政の推進を図る上で有効な条例である。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	災害対策本部の組織や運営に関する事項や現地対策本部に関して必要な事項について定めており、効率的な運営のための規定になっている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	「安全・安心」を主要施策に掲げる「神奈川県力構想」に適合するものである。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	災害対策基本法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無